平成２４年（再イ）第２１号
埼玉県入間市大字下藤沢1110番地１　レーベンハイム113
再生債務者　田中　栄次
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月23日まで
平成24年６月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第２６号
埼玉県所沢市若松町810番地の27　フレグランス西台Ｃ―201
再生債務者　越智　義憲
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月23日まで
平成24年６月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４４号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目３番地607号
再生債務者　大久保利也
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月12日まで
平成24年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第６号
福岡県飯塚市幸袋173番地
再生債務者　井上　道也
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月22日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２１号
北九州市門司区大久保１丁目７番18―501号
再生債務者　小川　真弓
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第２２号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台１番306号
再生債務者　中川由加里
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第５号
青森市合浦２丁目５番43号
再生債務者　宮川　　徹
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月19日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月19日まで
平成24年６月21日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第７９７号
大阪府高槻市大塚町３丁目５番８号
再生債務者　西本　　賢
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成24年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第２４号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷802
再生債務者　井上　浩二
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年11月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月22日
さいたま地方裁判所熊谷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１０７４号
東京都足立区千住柳町37―２
再生債務者　田村　繁美
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第３２５号
千葉市稲毛区園生町552番地38
再生債務者　浪岡　孝志
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第１５１５号
東京都荒川区西尾久８―38―３―404
再生債務者　高野　幹英
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１号
宮崎県延岡市野田町5010番地113
再生債務者　田村　裕之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第３００８号
札幌市西区発寒４条５丁目６番17号　ホーユー発寒201号
再生債務者　大村　新一
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年６月20日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号
名古屋市港区明正２丁目87番地　明正雅ハイツ307号、住民票上の住所京都府城陽市富野乾垣内42番地の27
再生債務者　山形　隆裕
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月19日から平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第６号
千葉県柏市布施991番地４
再生債務者　山本　朋美
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月24日から平成24年８月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第３号
北海道旭川市東３条８丁目３番２号　マリノＢ棟203号
再生債務者　富永　広志
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月３日から平成24年８月10日まで
旭川地方裁判所民事部